

流山市の都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を定める条例（案）に係るパブリックコメント実施要領

1 目的

「流山市の都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を定める条例（案）」を公表し、市民の皆様のご意見を募集するものです。

2 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）が制定され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（バリアフリー法）の一部が改正されました。この改正により、同法第13条第1項の規定で公園管理者等が、特定公園施設を設ける場合は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例で定める基準に適合させなければならないとされ、その基準は、同条第2項の規定により、主務省令で定める基準を参酌して定めることとされています。

高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（抜粋）

（公園管理者等の基準適合義務等）

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

3 概要

この条例（案）で規定する公園施設とそのバリアフリー基準は、次のとおりの構成になっており次の から までの施設（特定公園施設）を設ける場合に適用されます。

園路及び広場	第3条
屋根付広場	第4条
休憩所及び管理事務所	第5条
野外劇場及び野外音楽堂	第6条
駐車場	第7条
便所	第8条から第10条
水飲場及び手洗場	第11条
掲示板及び標識	第12条及び第13条
一時使用の場合の適用除外	第14条

4 条例制定に係る考え方

都市公園の施設についてのバリアフリー基準は、これまで「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年12月18日国土交通省令第115号）で規定されてきましたが、地方分権の動きの中で条例で規定することとなりました。

国が定めている基準については、国土交通省による「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に詳しく解説されていますが、流山市では国の基準を参酌したところ、移動等の行動にハンディを持つ方々のためにとって配慮されるべき公園施設のバリアフリーのあり方が示されており、流山市が今後、特定公園施設を新設、増設又は改築していくうえでの基準として適切であると判断して、全ての参酌基準を条例での基準として採用することを予定しています。

5 意見を募る対象

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に在する学校に在学する者

6 意見募集期間

平成24年11月21日（水）～平成24年12月20日（木）

郵送の場合は、平成24年12月20日（木）必着

7 公表方法及び閲覧場所

流山市ホームページに掲載します。また、みどりの課、情報公開コーナー、各出張所、各公民館、生涯学習センター（市民活動推進センター）の窓口でも閲覧することができます。

8 ご意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式（ホームページからダウンロードできます。）に名称、意見、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出又は担当課へ直接ご持参ください。お寄せ頂きましたご意見は、これに対する流山市の考え方とともに、整理したうえで公表いたします。

なお、個別による回答はいたしませんのでご了承ください。

9 問合せ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 都市整備部 みどりの課

電話番号 04（7150）6092（直通）

メールアドレス：kouen@city.nagareyama.chiba.jp